

浄化槽清掃業許可証

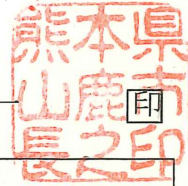
山鹿市指令第 663 号

住所 熊本市北区植木町今藤413番地1  
氏名 株式会社 松岡清掃公社  
代表取締役 松岡 美洋

令和7年2月13日付けで申請のあった浄化槽清掃業については、山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により次のとおり許可します。

令和7年3月5日

山鹿市長 早田 順一



営業所の所在地	熊本市北区植木町今藤413番地1
営業所の名称	株式会社 松岡清掃公社
作業区域	山鹿市内全域
許可期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

許可の条件

関係法令及び山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を遵守すること。

注意事項

- 1 この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 この許可証は、有効期間が満了したとき、又は他の事由により不要となった場合は、速やかに返納すること。
- 3 この許可証の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 4 この許可証を亡失し、又はき損したときは、再交付を受けること。
- 5 この業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止しようとするときは、速やかに届け出ること。